

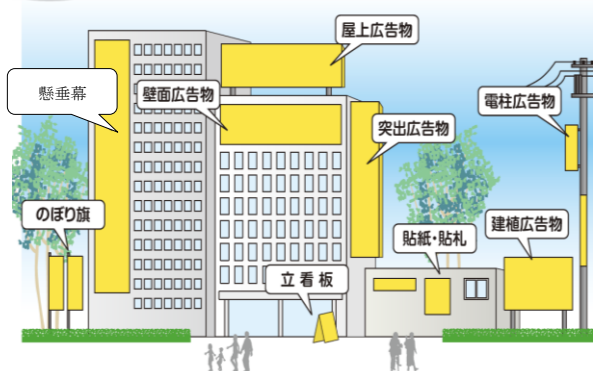
富士河口湖町内の一部道路沿道で、 屋外広告物の基準が厳しくなります

富士河口湖町内の景観を守り育むため、道路沿道に**新たに設置する**屋外広告物について、**令和2年（2020年）1月15日**から高さや面積、色彩等の基準が厳しくなります。

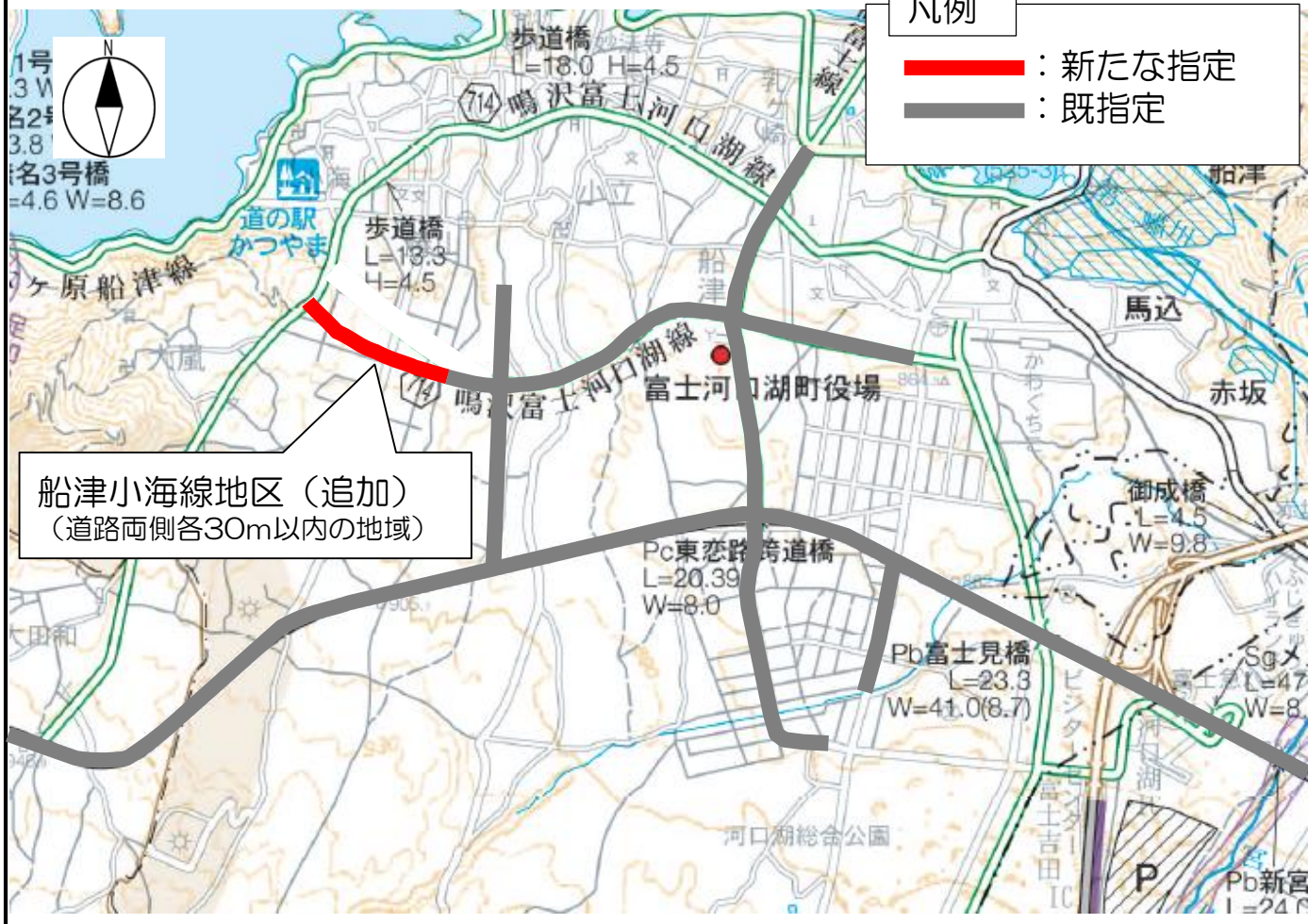
※ 既に表示している**内容等を変更する**場合も、新しい基準が適用されます。

◆屋外広告物とは？

- 屋外広告物の事例としては、右図のようなものがあります。
- 山梨県屋外広告物条例によるルールがあります。
 - ・禁止地域：自家用広告物等で、一定規模以下のもの以外は原則設置が不可能
 - ・許可地域：一定規模以上の場合、許可を受けることで設置が可能



◆新しい基準が適用される範囲



◆基準強化案の一例（あくまで一例です）

◇屋外広告物の高さや面積、色彩等を抑え、景観を保全します。

建植広告物（自家用）
⇒高さ5m以下
⇒面積4m²/方向以下

屋上広告物
⇒設置不可

H ≤ 5m

※その他様々な屋外広告物で、
⇒色彩の数を3色以下、色の明るさなどの制約
⇒高さや面積などの基準を厳しくします。

※許可を要しない広告物についても、高さや面積、色彩等の基準が同様に適用されます。

◆指定区域や基準等の詳細

詳細につきましては、下記の山梨県ホームページをご覧くださいか、下記の問い合わせ先にご連絡ください。

山梨 景観保全型広告

検索

問い合わせ先

○富士河口湖町役場 都市整備課【許可事務等は町で行っています】
(TEL 0555-72-1976)

○山梨県
富士・東部建設事務所吉田支所 (TEL 0555-24-9049)
景観づくり推進室 (TEL 055-223-1325)

皆様のご理解とご協力をよろしくお願いいたします。